

案件第 4

その他について

○補助対象医療機関の変更について

以下の補助対象医療機関について、名称等の変更がありましたのでお知らせします。

また、松下記念病院については、令和3年3月をもって小児科の救急診療業務を終了したことから、令和3年度より小児救急医療支援事業にかかる補助金の対象外となります。

1. 補助対象医療機関の名称変更について

変更前	変更後	変更年月日
中野こども病院	大阪旭こども病院	令和3年4月1日
協立病院	友隣会 メディカルケアクリニック	令和3年5月1日
大阪府結核予防会 大阪病院	大阪府結核予防会 大阪複十字病院	令和3年7月1日

2. 補助対象医療機関の体制変更について

医療機関	変更内容		変更年月日
	変更前	変更後	
松下記念病院	救急協力診療科目 小児科 (毎週土曜日)	救急協力診療科目 小児科 (終了)	令和3年4月1日

※小児科の救急診療業務の終了に伴い、令和3年度より小児救急医療支援事業にかかる補助金の対象外となります。また、内科・外科の診療については、引き続き実施するため、病院群輪番制病院運営事業にかかる補助金の対象になります。

以上